

国务院关于进一步优化外商投资环境加大吸引外商投资力度的意见

国发〔2023〕11号

发布日期：2023年08月13日

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

积极吸引和利用外商投资，是推进高水平对外开放、构建开放型经济新体制的重要内容。为进一步优化外商投资环境，提高投资促进工作水平，加大吸引外商投资力度，现提出如下意见。

一、总体要求

以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，全面贯彻党的二十大精神，坚持稳中求进工作总基调，完整、准确、全面贯彻新发展理念，构建新发展格局，推动高质量发展，更好统筹国内国际两个大局，营造市场化、法治化、国际化一流营商环境，充分发挥我国超大规模市场优势，更大力度、更加有效吸引和利用外商投资，为推进高水平对外开放、全面建设社会主义现代化国家作出贡献。

二、提高利用外资质量

（一）加大重点领域引进外资力度。支持外商投资在华设立研发中心，与国内企业联合开展技术研发和产业化应用，鼓励外商投资企业及其设立的研发中心承担重大科研攻关项目。在符合有关法律法规的前提下，加快生物医药领域外商投资项目落地投产，鼓励外商投资企业依法在境内开展境外已上市细胞和基因治疗药品临床试验，优化已上市境外生产药品转移至境内生产的药品上市注册申请的申报程序。支持先进制造、现代服务、数字经济等领域外商投资企业与各类职业院校（含技工院校）、职业培训机构开展职业教育和培训。

国务院的外商投资环境的更なる最適化と外商投資誘致力の強化に関する意見

国発〔2023〕11号

公布日：2023年08月13日

各省、自治区、直辖市人民政府、国务院各部委、各直属機構：

外商投資を積極的に誘致・活用することは、高度な对外开放を推進し、新たな開放型経済を構築する上で重要な役割を果たす。外商投資環境をさらに最適化し、投資促進業務の水準を向上させ、外商投資誘致力を強化するため、以下の意見を提議する。

一、全体的要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導のもと、第二十回中国共産党全国代表大会の精神を全面的に徹底、実行し、安定を維持し進歩を進めるという基調を堅持し、新たな発展理念を完全、正確、全面的に貫徹し、新たな発展の枠組みを構築し、質の高い発展を推進し、国内外の情勢をよりよく融合させ、市場志向・法治志向・国際的な一流のビジネス環境を創造し、我が国の超大規模な市場優位性を十分に発揮し、より活発かつ効果的に外商投資を誘致・利用し、高水準の对外开放と現代社会主義国家の全面的な建設を推進するために貢献する。

二、外資利用の質の向上

（一）重点領域における外資導入を拡大する。外商投資企業が中国に研究開発センターを設立し、国内企業と共同で技術研究開発及び産業化応用を行うことを支援し、外商投資企業及びその設立した研究開発センターが科学研究上重要なプロジェクトの引き入れを奨励する。関連法律法規を遵守していることを前提に、バイオ医薬分野における外商投資プロジェクトの着工・生産を加速し、外商投資企業が、法に基づき国外で実用化されている細胞・遺伝子治療薬の臨床試験を国内で実施すること奨励し、既に国外で生産している薬品を国内生産に移転する際の登記申請に関する申告手続きを最適化する。先端製造業、現代サービス業、デジタル経済業等の分野の外商投資企業が、各職業学校（技術専門学校を含む）や職業訓練機関と共同で職

<p>(二) 发挥服务业扩大开放综合试点示范引领带动作用。对接国际高标准经贸规则，加大服务业扩大开放综合试点示范先行先试力度。鼓励开展知识产权、股权及相关实体资产组合式质押融资，支持规范探索知识产权证券化。有序增加股权投资和创业投资份额转让试点地区。稳妥增加国内互联网虚拟专用网业务（外资股比不超过 50%）、信息服务业务（仅限应用商店，不含网络出版服务）、互联网接入服务业务（仅限为用户提供互联网接入服务）等增值电信业务开放试点地区。</p> <p>(三) 拓宽吸引外资渠道。鼓励符合条件的外国投资者设立投资性公司、地区总部，相关投资性公司投资设立的企业，可按国家有关规定享受外商投资企业待遇。深入实施合格境外有限合伙人（QFLP）境内投资试点，建立健全 QFLP 外汇管理便利化制度，支持以所募的境外人民币直接开展境内相关投资。</p> <p>(四) 支持外商投资企业梯度转移。依托自由贸易试验区、国家级新区、国家级开发区等各类开放平台，鼓励东部地区与中西部和东北地区、沿边地区探索通过产值、利益等分享机制，结对开展产业转移协作。对在中国境内进行整体性梯度转移的外商投资企业，按照原所在地区已取得的海关信用等级实施监督。</p> <p>(五) 完善外资项目建设推进机制。健全重大和重点外资项目工作专班机制，加强要素支撑、政策支持和服务保障，推动外资项目早签约、早落地、早开工、早投产。出台促进绿色电力消费政策措施，支持外商投资企业更多参与绿证交易和跨省跨区绿色电力交易。</p>	<p>業教育・訓練を実施することを支援する。</p> <p>(二) サービス業の拡大と開放のための総合的な試験的実証の主導的役割を発揮する。国際的な高水準の経済貿易規則に合わせ、サービス業の拡大と開放のための総合的な試験的実証において試行の早期かつ試験的な取り組みを拡大する。知的財産権、株式及び関連実物資産を組合せた質権融資の発展を奨励し、知的財産権証券化の規範的な模索を支援する。株式投資とベンチャーキャピタルの株式譲渡の試行エリアを秩序立てて増加させる。国内バーチャルプライベートネットワーク（VPN）業務（外資比率 50%以下）、情報サービス業務（オンライン出版サービスを除く、アプリケーション・ショップのみ）、インターネット接続サービス業務（ユーザー向けインターネット接続サービスのみ）など、付加価値の高い電信事業の開放試行エリアを着実に増加させる。</p> <p>(三) 外資誘致ルートを拡大する。条件に合致する外国投資家が投資性公司や地域本部を設立することを奨励し、関連投資性公司が投資して設立する企業は、国家の関連規定に基づき外商投資企業としての待遇を享受することができる。適格海外投資事業有限責任組合（QFLP）による国内投資試行プロジェクトを実施し、健全な QFLP 外貨管理便利化制度を確立し、調達したオフショア人民元による国内での関連投資を支持する。</p> <p>(四) 外商投資企業の段階的な移転を支援する。自由貿易試験区、国家级新区、国家级开发区等の各種開放プラットフォームを活用し、東部地域が中部・西部・東北地域や国境地域との間で、生産価値、利益などの共有メカニズムを通じ、協力的な産業移転を探索することを奨励する。中国国内で全面的な段階移転を行う外商投資企業に対しては、元所在地域で取得した税関信用等级付に従って監督される。</p> <p>(五) 外資プロジェクトの建設促進メカニズムを改善する。主要かつ重点的な外資プロジェクトに対する専属チーム体制を健全にし、要素支援、政策支援、サービス保障を強化し、外資プロジェクトの早期調印、着工、生産を促進する。グリーン電力消費を促進する政策措置を導入し、外商投資企業がグリーン電力証書取引や省区を跨ぐグリーン電力取引に、より一層参加することを支援する。</p>
---	---

三、保障外商投资企业国民待遇

(六) 保障外商投资企业依法参与政府采购活动。尽快出台相关政策措施，进一步明确“中国境内生产”的具体标准。研究创新合作采购方式，通过首购订购等措施，支持外商投资企业在我国创新研发全球领先产品。推动加快修订政府采购法。开展保障经营主体公平参与政府采购活动专项检查，依法查处对外商投资企业实行差别待遇等违法违规行为，适时通报典型案例。外商投资企业如认为政府采购活动使其权益受到损害，可依规提起质疑和投诉，各级财政部门应依法受理并公平处理。

(七) 支持外商投资企业依法平等参与标准制定工作。推进标准制定、修订全过程信息公开，保障外商投资企业与内资企业依法平等参加标准化技术委员会及标准制定工作。鼓励外商投资企业自行制定或与其他企业联合制定企业标准，开展标准化服务。在服务业扩大开放综合试点示范地区推进国家级服务业标准化试点。

(八) 确保外商投资企业平等享受支持政策。各地出台的支持产业发展、扩大内需等政策，除法律法规有明确规定或涉及国家安全领域外，不得通过限定品牌或以外资品牌为由排斥或歧视外商投资企业及其产品和服务，不得对外商投资企业及其产品和服务享受政策设置额外条件。

四、持续加强外商投资保护

(九) 健全外商投资权益保护机制。完善国际投资争端应对工作机制，压实主体责任，强化争端预防，妥善处理国际投资争端。坚决打击通过网络发布、传播虚假不实和侵权信息等侵害外商投资合法权益的恶意炒作行为，依法严肃查处相关责任机构和责任人。建立健全省级外商投资企业投诉协调工

三、外商投资企业に対する内国民待遇保障

(六) 外商投資企業の法に基づく政府調達活動への参加を保障する。「中国内で生産」の具体的な基準を一層明確にするため、関連政策・措置を早急に導入する。革新的な共同調達方法を研究し、先行購入・発注などの措置を通じて、外商投資企業が中国で世界をリードする製品を革新、研究、開発することを支援する。政府調達法改正を加速推進する。経営主体が政府調達活動への公正な参加を保障するための特別検査を実施し、法律に基づき外商投資企業に対する差別的な取扱い等の法令違反行為を調査・処罰し、典型的な事例を適宜通知する。外商投資企業が政府の調達活動に際し、その権益が害されたと考える場合、規定に基づき異議及び苦情を申し立てることができ、各級財政部門は、法に基づきこれを受理し、かつ公正に処理しなければならない。

(七) 外商投資企業が法に基づき平等な立場で標準設定に参加することを支援する。標準設定や改正の全過程の情報公開を促進し、外商投資企業は法に基づき、内資企業と対等な立場で標準化技術委員会及び標準設定作業に参加することを保障する。外商投資企業が自ら設定、あるいは他の企業と共同して企業標準を設定し、標準化サービスを実施することを奨励する。サービス業の拡大開放のための総合的な試行模範地区において、国家レベルのサービス業標準化の試行を推進する。

(八) 外商投資企業の平等な支援政策享受を確保する。各地で発行する産業発展や内需拡大支援などの政策は、法律法規で明確に規定、あるいは国家安全保障に関わる分野を除き、ブランドを制限し、あるいは外資ブランドであることを理由に外商投資企業及びその製品やサービスを排斥、差別してはならず、外商投資企業及びその製品・サービスが、政策を享受するための追加条件を定めてはならない。

四、外商投資保護の継続的強化

(九) 外商投資権益の保護メカニズムを健全化する。国際投資紛争に対応する作業メカニズムを改善し、主管機関の責任を強化し、紛争予防を強化し、国際投資紛争を適切に処理する。インターネットを通じて、虚偽、不正確、侵害的な情報を公表・流布するなど、外商投資の合法的権益を侵害する悪質な投機行為を断

作机制，推动解决涉及多部门事项或政策性、制度性问题。

(十) 强化知识产权行政保护。完善专利侵权纠纷行政裁决制度，加大行政裁决执行力度。支持各地区依托展会知识产权工作站，受理参展产品版权、专利、商标等知识产权申请，提供有效预防侵权措施。加强药品和医用耗材采购领域知识产权保护，企业参加采购活动须自主承诺不存在违反专利法等法律法规的情形。对涉及知识产权纠纷的产品，有关部门要加强沟通会商，依法依规开展采购活动；对经知识产权部门行政裁决或人民法院生效判决认定为专利侵权的产品，及时采取不予采购、取消中选资格等措施。

(十一) 加大知识产权行政执法力度。坚决打击侵犯外商投资企业知识产权行为，针对跨区域、链条化侵权违法行为开展专项执法行动。健全知识产权快速协同保护机制，对事实清楚、证据确凿的案件依法加快办理进度，建立完善线上线下一体化执法机制，适当简化程序性要求。

(十二) 规范涉外经贸政策法规制定。制定各类涉外经贸政策措施应注重增强透明度和可预期性，依法听取外商投资企业意见，新出台政策措施应合理设置过渡期。

五、提高投资运营便利化水平

(十三) 优化外商投资企业外籍员工停居留政策。持续优化出入境政策措施，为外商投资企业的外籍高管、技术人员本人及家属提供出入境、停居留便利。指导我驻重点引资国家或地区使领馆继续为跨国公司高管申请签证提供便利，通过驻外经商机构及时宣介我入境政策。为符合条件的外商投资

固として取り締まりし、法に基づき関連責任機構や責任者を厳粛に調査・処罰する。また、外商投資企業の苦情に対し、省レベルの健全な協調メカニズムを構築し、複数の部門に関わる事項や政策性、制度性問題の解決を推進する。

(十) 知的財産権の行政保護を強化する。特許権侵害紛争の行政審判制度を改善し、行政審判の執行を強化する。展示会での出展製品の著作権、特許権、商標権などの知的財産権の申請を受け付ける展示会知的財産ワークステーションを各地が利用できるような支援し、権利侵害を防止する有効な措置を提供する。医薬品や医療消耗品の調達における知的財産権の保護を強化し、調達活動に参加する企業は、特許法などの法律法規に違反しないことを自主的に承諾しなければならない。知的財産権紛争が生じた製品について、関連部門は連絡・協議を強化し、法律や規則に基づいた調達活動を実施しなければならない。知的財産権部門の行政判決や人民法院の有効判決により特許侵害と認定された製品は、調達の中止や落札資格の取り消しなどの措置を速やかに講じる。

(十一) 知的財産権の行政執行を強化する。外商投資企業の知的財産権侵害行為を断固として取り締まり、地域を跨ぐ連鎖的な権利侵害行為や違法行為に対して、特別な法執行を実施する。知的財産権の迅速かつ協調的な保護メカニズムを改善し、明確な事実と確実な証拠を有する案件の処理を加速し、オンライン・オフラインが一体化した法執行メカニズムを構築し、手続要件を適切に簡略化する。

(十二) 対外経済貿易に関わる政策・法規制定を規範化する。各種対外経済貿易政策措置の策定は、透明性と予測可能性を高めることに重点を置かなければならず、法に基づき外商投資企業の意見を踏まえ、新たに導入される政策措置には合理的な移行期間を設けなければならない。

五、投資・運営円滑化の向上

(十三) 外商投資企業の外国籍従業員に対する居留政策を最適化する。出入国政策措置を引き続き最適化し、外商投資企業の外国籍幹部、技術者本人及びその家族に出入国、居留の便宜性を提供する。主要な投資国・地域の大使館・領事館に対し、多国籍企業の幹部のビザ申請の便宜を提供するよう指示し、国

企业聘雇并推荐的外籍高级管理、技术人才申请永久居留提供便利。提高外国人永久居留身份证在公共交通、金融服务、医疗保障、互联网支付等场景应用便利度。

(十四) 探索便利化的数据跨境流动安全管理机制。落实网络安全法、数据安全法、个人信息保护法等要求，为符合条件的外商投资企业建立绿色通道，高效开展重要数据和个人信息出境安全评估，促进数据安全有序自由流动。支持北京、天津、上海、粤港澳大湾区等地在实施数据出境安全评估、个人信息保护认证、个人信息出境标准合同备案等制度过程中，试点探索形成可自由流动的一般数据清单，建设服务平台，提供数据跨境流动合规服务。

(十五) 统筹优化涉外商投资企业执法检查。统筹推进“双随机、一公开”监管与信用风险分类管理，对信用风险低的外商投资企业进一步降低抽查比例和频次。支持有条件的地区统筹安全生产、环境保护、产品质量等涉企执法检查事项，实现“进一次门、查多项事”。

(十六) 完善外商投资企业服务保障。建立健全外商投资企业圆桌会议制度。各级重大和重点外资项目工作专班建立健全联动协调机制，及时协调解决项目签约、建设、投产中遇到的困难和问题。做好自由贸易协定原产地证书签证工作，为外商投资企业享受关税减免政策提供便利。

六、加大财税支持力度

(十七) 强化外商投资促进资金保障。通过中央外贸发展专项资金统筹加大对外资标志性项目的支持力度，促进项目尽快落地实施。完善地方各

外の事業関連機構を通じて入国政策をタイムリーに広報する。条件に合致する外商投資企業が雇用、推薦する外国籍の高級管理者、技術人材による永住権申請に対し便宜を提供する。公共交通、金融サービス、医療保障、インターネット決済などの場面で、外国人の永住 ID カードの利便性を向上させる。

(十四) 越境データの円滑な移転セキュリティ管理メカニズムを模索する。サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法などの要求事項を実施し、条件に合致する外商投資企業のための専用ルートを構築し、重要データと個人情報の越境安全評価を効率的に実施し、安全かつ秩序ある自由なデータ移転を促進する。北京、天津、上海、粤港澳大湾区（グレートベイエリア）などの地区において、データ越境安全評価、個人情報保護認証、個人情報流出標準契約書届出などの制度を実施する過程において、自由に移転可能な一般データリストの作成を試験的に検討し、データ越境に対しコンプライアンスサービスを提供するためのプラットフォームを構築する。

(十五) 対外投資企業に対する法執行検査を統括的に最適化する。「二つの無作為・一括公開（監督管理の対象及び検査員を無作為に抽出し、結果を一括公開すること）」による監督管理と信用リスク分類管理を統括的に推進し、信用リスクの低い外商投資企業に対する抜き取り検査の割合と頻度をさらに減少させる。条件を有する地区が、安全生産、環境保護、製品品質などの企業に関わる法執行検査を統一的に実施することを支援し、「進一次門、查多项事（一度の調査で、多く調査する）」を実現させる。

(十六) 外商投資企業に対するサービス保障を改善する。外商投資企業のための健全な円卓会議制度を構築する。各級の主要・重点外資プロジェクトの作業専属チームは、健全な連携・協調メカニズムを構築し、プロジェクトの契約、建設、生産稼働中に直面する困難や問題を即時に協調、解決する。自由貿易協定の原産地証明書の発行手続きを適切に行い、外商投資企業が関税減免政策を享受できるよう便宜を提供する。

六、財税支援の強化

(十七) 外商投資促進のための資金保障を強化する。中央対外経済貿易発展特別資金を通じて、外資によるランドマークプロジェクトへの支援を強化し、プロジェ

級政府外商投資促進資金使用，加大重點產業鏈引資服務力度。支持各地區在法定權限範圍內對重點跨國公司的投資項目給予支持。

(十八) 鼓勵外商投資企業境內再投資。落實外國投資者境內取得利潤再投資暫不徵收預提所得稅政策，加大宣傳輔導力度，指導地方各級商務、稅務等部門細化政策適用範圍、申報材料、辦理程序，做好具體實施工作。

(十九) 落實外商投資企業相關稅收優惠政策。輔導幫助外籍個人按照國家有關規定享受住房補貼、語言訓練費、子女教育費等津補貼免稅優惠政策。指導幫助外資研發中心按照國家有關規定享受支持科技創新進口稅收政策和採購國產設備增值稅退稅政策。

(二十) 支持外商投資企業投資國家鼓勵發展領域。支持各地區在法定權限範圍內，對符合鼓勵外商投資產業目錄規定的外商投資企業實施配套獎勵措施。做好鼓勵類外商投資項目進口設備免稅工作有關配套政策落實。

七、完善外商投資促進方式

(二十一) 健全引資工作机制。開展“投資中國”系列活動，持續打造“投資中國”品牌，建立健全工作机制，指導服務地方開展外商投資促進工作。鼓勵有條件的地區與相關國家或地區建立投資促進合作機制，採取多種形式構建投資促進平台。鼓勵各地區探索對外商投資促進部門和團隊的非公務員、非事業編制崗位實行更加有效靈活的用人機制和薪酬制度，通過跨地區跨層級跨部門調劑等方式，加強外商投資促進人員配備，加快建立多元化外商投資促進工作體系，推動形成政府、引資機構、商協會、中介機構、產業鏈龍頭企業等多方參與、靈活高效的外商投資促進協調聯動機制。

クの早期実施を促進する。各級地方政府による外商投資促進資金の利用を改善し、重點産業チェーンへの投資誘致サービスを拡大する。各地域が法定權限範圍内において、主要な多国籍企業の投資プロジェクトへのサポートを支援する。

(十八) 外商投資企業の国内再投資を奨励する。外國投資家による国内利益の再投資に対し、暫定的に源泉所得稅を課さない政策を実施し、宣傳広報を強化し、各級の地方商務、稅務などの部門に対し、政策の適用範圍、申告資料、手続きの精緻化を指示し、具体的に政策を実施する。

(十九) 外商投資企業に対する稅優遇政策を実施する。外國人個人が國家關連規定に基づき、住宅補助金、語學研修費、子女の教育費などの手当てに対し免稅優遇政策を享受できるよう相談・援助を行う。外資研究開発センターが國家關連規定に基づき、科學技術を刷新するための輸入稅優遇政策や、国内生産設備の調達に関する增值稅還付政策を享受できるよう相談・指導を行う。

(二十) 外商企業による國が開發を奨励する領域への投資を支援する。各地域が法定權限の範圍内で、外商投資奨励產業目錄規定に合致する外商投資企業に対し、奨励措置を実施することを支援する。奨励対象となる外商投資プロジェクトの輸入設備の免稅手続きに關連する政策措置を実行する。

七、外商投資促進策の改善

(二十一) 投資誘致メカニズムを健全化する。「中國投資年」に向けた一連の活動を実施し、「中國投資」ブランドを引き続き構築し、健全な作業メカニズムを確立し、地方が外商投資促進業務を行うための指導、サービスを提供する。条件を有する地域と關連する國家や地域が投資促進協力メカニズムを構築し、さまざまな形式で投資促進プラットフォームを構築するよう奨励する。各地域において外商投資促進部門とチーム内の非公務員・非事業編成職位に対して、より有効的で柔軟な雇用メカニズムと報酬制度を模索し、地域・階層・部門間の調整を通じて、外商投資促進に対する人員配置を強化し、多様な外商投資促進メカニズムの構築を加速し、政府、投資誘致機構、企業協會、仲介機構、産業チェーンのリード企業などの多角的な参加による、柔軟で効率的な外商投資促進メカニズムの形成を促進す

(二十二) 便利境外投资促进工作。支持各地区投资促进团组常态化赴境外开展招商引资、参会参展等活动，邀请外商来华投资洽谈。对重大和重点外资项目，按工作需要为项目相关外方人员签发多次往返商务签证。

(二十三) 拓展外商投资促进渠道。加强我使领馆与驻在国家或地区重点企业的联系，宣介中国投资机遇。支持各地区加强与商务部、中国贸促会驻外经贸和投资促进机构的沟通，更好发挥本地区设立在境外的投资促进机构（代表处）作用，强化与境外经贸和投资促进机构的联系合作。

(二十四) 优化外商投资促进评价。建立健全外商投资促进成效评价体系，注重引资对经济社会发展的实际贡献，防止简单以引资规模和实际到资金额统计数据作为考核和相关企业、人员奖惩的依据，切实防止外商投资促进“注水”造假和恶性竞争行为。

八、加强组织实施

各地区、各部门和有关单位要坚决落实党中央、国务院决策部署，提高政治站位，切实做好进一步优化外商投资环境、加大吸引外商投资力度工作，全力实现利用外资促稳提质目标。鼓励各地区因地制宜出台配套举措，增强政策协同效应。商务部要会同有关部门和单位加强指导协调，做好政策宣介，及时落实政策措施，为外国投资者营造更加优化的投资环境，有效提振外商投资信心。

国务院
2023年7月25日

るよう奨励する。

(二十二) 海外投資促進を円滑化する。各地域の投資促進グループが海外に赴き、外資誘致、展覧会への参加、外国投資家を中国へ招いて投資交渉することを支援する。主要・重点な外資プロジェクトに対して、業務上の必要性に応じて、プロジェクトに関連する外国人要員に対し数次入国可能なビジネスビザを発行する。

(二十三) 外商投資促進ルートを拡大する。中国の大使館・領事館とその駐在国あるいは地域の重点企業との連携を強化し、中国への投資機会を宣伝、促進する。各地域が商務部や中国国際貿易促進委員会の対外経済貿易、投資促進機構との意思疎通を強化することを支援し、中国国外に設置した投資促進機構（駐在員事務所）の役割をより一層発揮し、対外経済貿易と投資促進機構との連絡、協力を強化する。

(二十四) 外商投資促進評価を最適化する。外商投資促進の効果を評価するための健全な評価システムを構築し、誘致資本が経済社会の発展に実際に貢献したかどうか注目し、誘致資本規模や実際の資金入金額に関する統計データを評価や関連企業、人員の賞罰の根拠として単純に使用することを防止し、外商投資促進の「水増し」や改ざん、不健全な競争の慣行を確実に防止する。

八、組織実施の強化

各地域、各部門、関連部門は、中国共産党中央委員会と国务院の決策と配置を断固として実行し、政治的地位を高め、外商投資環境を更に最適化し、外商投資誘致に注力し、外資の安定促進と質の向上の目標を全力で実現する。各地域が地域性の実情に応じて適切な措置をとることを奨励し、政策の相乗効果を強化する。商務部は関連部門と連携し、指導と協調を強化し、政策提言を行い、適時に政策措置を実施することで、外国投資家にとってより最適な投資環境を作り出し、外商の投資に対する信頼性を効果的に高める。

国务院
2023年7月25日